

特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

第1条 本業務に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書令和6年7月」に基づき実施しなければならない。

(現場責任者)

第2条 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、行程管理及び精度管理を総括する者として現場責任者を定め、現場責任者届を契約後10日以内に監督員に提出し確認を受けなければならない。また、この通知書の内容が変更になった場合は、変更日から10日以内に監督員に変更した通知書を提出し確認を受けなければならない。

2 受託者は、現場責任者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。

(業務施行時留意点等)

第3条 受託者は今回の業務で、洪水吐ゲートの高圧洗浄及び塗装を行うものとする。原則として、非出水期の11月以降より作業を行うものとする。高圧洗浄に使用する作業水は、受託者が近接の谷水等を使用することとする。

2 作業内容・位置等

- ・那賀郡那賀町吉野 川口ダム洪水吐ゲート（2～6号 各ゲート）
- ・高圧水洗浄工 A=2, 160m²
- ・塗装工 A=15m²（補修塗装）
- ・仮設工（安全手摺） L=390m（2段）

(1) ゲート上部の高圧水洗浄時には、端部まで高圧洗浄ノズルが届くよう橋梁点検車（あるいはそれに類する車両）を使用して洗浄すること。

使用車両については、事前に監督員と協議の上、決定すること。

(2) 塗装及び高圧水洗浄時において安全手すりの設置を見込んでいるが、ゲートの開閉操作の支障とならないよう取り付けを行うこと。

(3) 塗装数量等に変更が生じた場合には、監督員と協議を行い、必要と認められる経費については設計変更の対象とする。

3 塗装工事の留意事項

- (1) 受託者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。
 - 1) 気温が5℃以下のとき。
 - 2) 湿度が85%以上のとき。
 - 3) 塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
 - 4) 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。
 - 5) 鋼材表面が湿気を帯びているとき。
 - 6) その他、監督員が不相当と認めたとき。
- (2) 受託者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ワイヤーロープ油、ごみ、その他の付着物を除去しなければならない。
- (3) 受託者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じる恐れのある場合には、監督員と協議の上、プライマー等を塗布しておかなければならない。
- (4) 受託者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。
- (5) 使用材料の名称及び規格は下記のとおりである。

名称	規格等	色彩	備考
下塗塗料	変性エポキシ樹脂塗料	さび色	刷毛塗り 厚60μm
中塗塗料	フッ素樹脂塗料	淡彩	刷毛塗り 厚40μm
上塗塗料	フッ素樹脂塗料	淡彩	刷毛塗り 厚30μm

4 その他一般事項

- (1) 受託者は、本業務に際し必要な資格を有する者を派遣しなければならない。
- (2) 本業務は、受託者の責任において受託者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の現場調査に際し、あらかじめ作業手順等について、監督員と協議を行い、施工計画書及び工程表を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと、作業を行わなければならない。

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。